

株 主 各 位

東京都千代田区富士見二丁目10番2号
株式会社アイロムグループ
代表取締役社長 森 豊 隆

第19回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、平成28年6月27日（月曜日）午後6時までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 開催場所 東京都千代田区隼町1番1号
ホテル グランドアーク半蔵門 3階「華の間」
（会場へは末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、ご来場ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第19期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人
及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。なお、添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.iromgroup.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

医療業界は世界的に治療技術の発展が目覚ましく、遺伝子治療は免疫不全症・血液系疾患・代謝異常症などの難治性疾患に対する革新的な治療法として注目され、再生医療分野では様々な幹細胞から、再生医療製品が創出されることが期待されています。このように先端医療技術開発がゲノム医療に向かおうとする世界的な潮流の中で、当社グループは、遺伝子治療・再生医療の領域において、技術開発やその後必要とされる臨床試験の推進に注力しています。また、医療機関に対する臨床試験支援の市場規模は必ずしも拡大していませんが、前述の難治性疾患等への開発ニーズが引き続き高まっています。さらに迅速な被験者組入れによる試験の早期化が求められており、このような流れへの対応は必須であります。

創業以来の中核事業であるSMO（Site Management Organization、治験施設支援機関）事業におきましては、従来の生活習慣病等の領域に引き続き注力するとともに、製薬企業の医薬品の開発ニーズの高い領域として、がんやその他の希少疾患の領域にその事業領域を拡大します。この新たな領域に対応すべくCRC（臨床研究コーディネーター）の質を高めるため、教育研修制度や社内認定制度等を充実してまいりました。また、サービスの質を向上するとともにそのサービスに見合った価格の見直しに注力しています。

メディカルサポート事業においては、クリニックモール（診療科目の異なるクリニックが集まった複合型医療施設）の開設・運営を通じて患者様の利便を図り通院の負担を軽減する医療環境の提案を行っています。そのほか医院・薬局などの新規開業のための診察圏の調査や物件紹介、事業計画の策定、医療機器の選定等を行い、より良いクリニックの開業を目指す医師を強力にサポートしています。

新規事業のCRO（Contract Research Organization、開発業務受託機関）分野ではSMO事業で培ったノウハウを活用して国内外において独自のサービスを提供しており、国内においては、大学発の新薬開発のための医師主導治験や医療機器の臨床研究を行う大学・アカデミアに向けての包括的な開発支援に加え、製薬企業の疫学研究・臨床研究を支援しています。また海外においてもオーストラリアを核として臨床試験に関わる現地企業との提携を強化することにより、早期臨床試験の実施場所として国内製薬企業等に紹介・提案を行いグローバル開発を支援しています。

新規事業の先端医療分野の遺伝子創薬領域では、虚血肢治療製剤、エイズ等感染

症ワクチン並びに網膜色素変性症治療製剤を開発しており、再生医療領域において研究用のiPS細胞作製キットを販売し全世界で利用していただくことに加え、再生医療向けに技術の実施許諾を行っている大手製薬企業へ臨床用のiPS細胞作製キットの提供を開始しました。このような状況のもと、当社グループは、細胞培養加工受託も視野に入れ、自社における臨床用のiPS細胞作製キットや、治験薬の製造に必要な、GMP基準に準拠したベクター製造施設の建設を進めています。

当社グループは、これまで培ってきた国内外の医療ニーズに対処するノウハウ並びに医療機関、医師等のネットワークと国家プロジェクト時代に培った先端医療技術を結び付けて事業のシナジーを最大化することで、企業価値の増大を目指します。

当連結会計年度の売上高は、SMO事業での骨粗鬆症等の臨床試験の大型案件の受注見込が次期以降に伸びたことおよびメディカルサポート事業における販売用不動産の取引の次期以降への繰り延べ等により売上高は4,114百万円（前年同期比0.5%減）となりました。利益面につきましては、主力事業であるSMO事業や新規事業のCRO分野並びに先端医療分野において利益が改善してきているものの、その他事業において本年度より開始したヘルスケア分野でのITインフラを活用した新規の事業における初期運営費用の発生等により営業損失は480百万円（前年同期は営業損失772百万円）となりました。先端医療分野における顧客層の拡大を目指し、当該分野で広いネットワークを持つ企業への提携・関係性強化を前提とした成長資金の貸付を行いました。貸付先の事業状況悪化により、第2四半期において貸倒引当金繰入額285百万円を計上するなどした結果、経常損失は807百万円（前年同期は経常損失600百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は868百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失606百万円）となりました。

以上のような状況をうけまして、当連結会計年度におきましては、誠に遺憾ながら配当を見送らせていただきたいと存じます。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① SMO事業

当セグメントにおきましては、骨粗鬆症など大型案件の開始時期遅延の影響がある中、特定機能病院および地域医療支援病院等での業容拡大および追加症例獲得に努めました。これにより期中の月当たりの実施医療機関数および実施プロトコール数はこれまでの最高を達成しております。また、生物学的同等性試験の受注は堅調に推移したものの、患者対象PK試験と第I相試験の受注が想定より下回りました。その結果、売上高は2,977百万円（前年同期比12.5%増）、営業利益は214百万円（前年同期は営業損失413百万円）となりました。

② メディカルサポート事業

当セグメントにおきましては、開発事業者や不動産会社などと連携して、駅からのアクセスや地域の医療機関の需要など、様々な条件を満たす主に新築の物件を厳選してクリニックモールを開設しています。また、開設後の運営管理にも力を入れており、クリニックモール内外での開業を検討する医師に対して開業支援を手がけるとともに、クリニックモール内の施設に臨床試験を紹介するなどクリニックの経営を多角的に支援しています。さらにクリニックモール事業で培ったネットワークや不動産取引のノウハウを活かして不動産事業を手がけています。その結果、当セグメントにおきましては、クリニックモール事業は順調に推移しており、売上高は472百万円（前年同期比39.6%減）、営業利益は72百万円（前年同期比7.0%増）となりました。

③ 新規事業

当セグメントにおきましては、国内CRO分野について、製薬企業・大学等向けの臨床開発支援サービスとして計画立案・モニタリング・データマネジメント・解析・総括報告書の作成等を受託しております。難治性希少疾患領域の医師主導治験並びに糖尿病治療薬を用いたものやがん領域の医師主導臨床研究等を支援いたしました。一方、海外CRO分野については、オーストラリアにおいて創薬ベンチャー企業から受注した新規化合物の健常人対象の第Ⅰ相臨床試験を終了し、引き続き同国での患者様を対象とした第Ⅰ／Ⅱa相臨床試験の支援を目指しております。特に、創薬ベンチャー企業の新薬候補品は、抗体医薬や遺伝子組み換え製品が多く、臨床試験の開始にあたり、オーストラリア規制当局の認可を取得するためのコンサルテーションも展開しています。

先端医療分野では、研究用iPS細胞作製キットの販売が堅調に推移しており、これに加え臨床用iPS細胞作製キットの提供を開始しています。また、iPS細胞事業を展開している企業に対して、センダイウイルスベクターを用いたiPS細胞を作製する技術のライセンス活動を積極的に行っており、国内外の複数の企業と特許実施許諾契約を締結しています。この中で大手製薬企業に対する眼疾患領域および神経系疾患領域における技術ライセンスによりマイルストーンの受け取りも発生しています。遺伝子創薬領域においては、虚血肢治療剤のオーストラリアでの臨床試験を積極的に進めています。その結果、売上高は637百万円（前年同期比6.0%増）、営業利益は88百万円（前年同期比24.7%増）となりました。

④ その他

その他の事業におきましては、コンサルティング収入等により売上高は26百万円（前年同期比74.7%減）、本年度より開始したヘルスケア分野においてITインフラを活用した新規の事業における初期運営費用の発生により、営業損失は173百万円（前年同期は営業利益58百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の総額は、185百万円で、その内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	SMO	メディカルサポート	新規	その他	全社	総額
投資金額	11	80	—	93	0	185

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

①全社的課題

1) 収益力の向上

当社グループは、先端医療製品の高い開発力を有する企業を目指しておりますが、新規事業の先端医療分野での業容拡大には相応の時間がかかるものと考えており、SMO事業をはじめ各事業での収益力の向上が課題となります。これについては、とりわけSMO事業において、開発ニーズの高い領域をターゲットに、収益の拡大を図ります。

2) 資金調達

当社グループでは、人材の確保や研究開発等のため投資を行ってまいりました。これらの投資は今後の成長のために必要なものと考えております。製薬企業等との共同研究による開発資金の確保や金融機関等を通じた資金調達の可能性を検討してまいります。

3) 内部管理体制の整備

当社グループは、意思決定の透明性・迅速性を高めるべく内部管理体制の整備を行ってまいります。また、経営環境の変化に対してより迅速かつ機動的に対応できるよう適切な機関設計を検討し経営体制を構築します。

4) 人材の確保

SMO事業におけるCRC・SMA（治験事務局担当者）や新規事業の先端医療分野における研究開発の人材等、各事業の成長に適した人材の確保が必要とされます。当社グループでは、人材の採用及び教育を重要な課題と考え取り組んでまいります。

②セグメント別課題

1) SMO事業

(a) 医療機関との提携拡大

SMO事業においては、製薬企業の医薬品開発動向に合わせた、医療機関の確保が重要な要素となります。医薬品の開発ニーズの高い領域として、がんやその他の希少疾患を対象とした臨床試験が増加しているため、その実施が可能な医療機関との提携拡大を推進します。

(b) 価格の見直し推進の継続

提供するサービスの充実を図るとともに、そのサービスに見合った価格に見直すよう営業活動を推進しております。

2) メディカルサポート事業

(a) メディカルサポート事業におけるプロジェクトの推進

メディカルサポート事業においては、臨床試験受託施設確保の一環としての不動産取引を見込んでおりますが、このプロジェクトを推進し完了を目指します。

3) 新規事業

(a) 国内治験依頼者支援業務の拡大

CRO分野では、国内で企業主導の臨床試験支援を行うとともに大学での難治性疾患等の医師主導型治験・臨床研究支援を行っております。今後も支援先の拡大に注力して事業の拡大をはかり、治験依頼者の開発コストの削減に寄与します。

(b) 海外における臨床試験支援実績の積上げ

CRO分野では、オーストラリアにおいて早期臨床試験を行うメリットを国内製薬企業に提案しております。今後さらに実績を積み重ね、国内製薬企業のグローバル展開に寄与します。

(c) 医薬品・再生医療製品等のシーズの確保

先端医療分野においては既存の研究開発のみならず、今後の事業の継続・成長のために医薬品・再生医療製品のシーズを確保することが必要です。当社グループでは、中長期的な成長を目指して製品のシーズの確保に取り組みます。

(d) 特許戦略の強化

先端医療技術については特許の確保が極めて重要であり、当社グループではその対応を進めています。成長性の高い領域の特許を戦略的に取得するとともに、特に基盤技術については特許期間満了に対応するため関連した技術改良とその特許取得を行ってまいります。

(e) ライセンス活動の強化

当社グループではこれまででも大手製薬企業に対して技術実施許諾を行ってまいりました。その活動は先端医療分野の成長に欠かせないものであり、今後も企業や研究機関等に対して遺伝子治療製剤、遺伝子ワクチン、そして再生医療並びに創薬支援のためのiPS細胞・分化細胞を作製する技術等のライセンス活動を推進します。

(f) GMPベクター製造施設の建設と稼働

GMPベクター製造施設の建設に着手しておりますが、予定通り竣工し、稼働させることがベクター製造のみならず、細胞培養加工受託を目指す当社グループにとって先端医療分野の中長期的な拡充につながります。このために工事進捗管理を適切に行うとともに、施設稼働時に備えて業務手順書の作成・改定や人材の育成等を進めます。

(8) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第 16 期	第 17 期	第 18 期	第19期(当連結会計年度)
		自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売 上 高 (百万円)		6,704	4,011	4,134	4,114
経 常 利 益 又は経常損失 (△) (百万円)		587	△322	△600	△807
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失 (△) (百万円)		1,751	△294	△606	△868
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)		187.25	△30.85	△59.12	△81.87
総 資 産 (百万円)		5,832	6,029	6,839	5,969
純 資 産 (百万円)		4,021	4,486	4,613	3,681

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益又は純損失(△)」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)」としております。
2. 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)を算定しております。

(9) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株)アイロム	50百万円	100.0%	SMO事業
(株)アイロムCS	3百万円	100.0%	SMO事業
MCフィールズ(株)	15百万円	100.0% (100.0)	SMO事業
(株)アイロムプロパティ マネジメント	11百万円	100.0%	メディカルサポート事業
(株)アイクロス	0百万円	100.0%	新規事業
(株)アイクロスジャパン	50百万円	100.0%	新規事業
(株)IDファーマ	30百万円	100.0%	新規事業

(注) 「議決権比率」欄の()につきましては、間接所有割合であります。

②事業年度末日における特定完全子会社の状況

名 称	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
(株)アイロム	東京都千代田区富士見 二丁目10番2号	1,064百万円	4,713百万円

(10) 企業集団の主要な事業内容

① SMO事業

SMOは、臨床試験の実施に係る業務の一部を実施医療機関から受託又は代行する治験施設支援機関として位置づけられております。当社グループは、医薬品等に関する臨床試験計画の立案及び医療機関/治験責任医師の選定段階から関与し、第I相から第IV相にいたる臨床試験の実施に係る支援業務を包括的に受託し、SMO業務を提供しております。臨床試験は、倫理性、科学性及び信頼性の確保が必要なことから、GCP (Good Clinical Practice、医薬品の臨床試験の実施に関する基準)、治験実施計画書(Protocol)及びSOP (Standard Operating Procedure、標準業務手順書)等の厳格なルールに基づいて実施されます。

② メディカルサポート事業

クリニックモールの設置及び賃貸、商品販売、それらに付随する業務等、医業経営を全般的かつ包括的に支援する事業を主として行っております。

③ 新規事業

CRO分野においては、国内では企業主導治験をはじめとして、医師主導治験を行う大学等に向けて、医薬品・医療機器開発のあらゆる段階における調査、企画、モニタリング、コンサルティングサービスの提供、海外ではオーストラリアでの早期臨床試験の実施支援を通じ、国内製薬企業等のグローバル開発を支援しています。また、先端医療分野においては高性能かつ安全性の高いベクター技術を用いて、iPS細胞関連技術等を基盤とした再生医療および遺伝子ワクチン等の遺伝子医薬品の開発と事業化を行っております。

④ その他

上記以外の事業を行っております。

(11) 企業集団の主要拠点等

主な事業	社 名	事 業 所 及 び 工 場
本社機能	当社	本社（東京都千代田区）
SMO	(株)アイロム	本社（東京都千代田区） オフィス （北海道札幌市、愛知県名古屋市、 大阪府大阪市、福岡県福岡市）
	(株)アイロムCS	本社（福岡県福岡市）
	MCフィールドズ(株)	本社（東京都港区）
メディカルサポート	(株)アイロムプロパティ マネジメント	本社（東京都千代田区）
CRO 及び 先端医療	(株)アイクロス	本社（東京都千代田区）
	(株)アイクロスジャパン	本社（東京都千代田区）
	(株)IDファーマ	本社（茨城県つくば市）

(12) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
359名	21名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 臨時従業員数（人材会社からの派遣社員等）は、期中平均93名であり、従業員数には含まれておりません。

(13) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社西日本シティ銀行	181百万円
National Australia Bank LTD	172百万円
株式会社武蔵野銀行	89百万円
株式会社千葉興業銀行	68百万円
株式会社北陸銀行	61百万円

(注) 借入残高が50百万円以上の金融機関を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数
37,281,680株
- (2) 発行済株式総数
10,623,665株(自己株式 12,145 株を含む)
- (3) 株主数
13,674名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
森 豊隆	4,754,250	44.8
森 利恵	825,000	7.8
森 龍介	75,000	0.7
神林 忠弘	71,000	0.7
伴 清一郎	64,500	0.6
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	63,400	0.6
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口6)	60,900	0.6
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口5)	60,600	0.6
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口3)	59,800	0.6
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口2)	52,300	0.5

(注) 持株比率は、自己株式 (12,145株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
(平成25年6月27日開催の株主総会決議による第5回新株予約権)

①新株予約権の数

6,550個（新株予約権1個につき10株）

②新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 65,500株

(注) 当社は、平成25年10月1日付で1株を10株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、65,500株となっております。

③新株予約権の発行価額

無償

④新株予約権の行使価額

1個の新株予約権につき 8,080円（1株当たり808円）

⑤その他新株予約権の行使条件

イ. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または社外協力者の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任その他、当社取締役会が正当と認める事由がある場合にはこの限りではない。

ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することはできない。

ハ. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

⑥新株予約権の行使期間

平成27年9月14日から平成34年9月13日まで

⑦当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	2,970個	普通株式 29,700株	4名
社外取締役	30個	普通株式 300株	1名
監査役	180個	普通株式 1,800株	3名

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	森 豊 隆	(株)アイロム代表取締役社長 (株)I Dファーマ代表取締役会長
取 締 役	犬 飼 広 明	経理本部長 (株)アイロムプロパティマネジメント代表取締役社長
取 締 役	松 島 正 明	管理本部長
取 締 役	加 藤 親 明	営業企画推進本部長
取 締 役	谷 田 洋 平	経営企画本部長
取 締 役	角 台 利 和	—
取 締 役	永 井 美 之	国立研究開発法人理化学研究所研究顧問
取 締 役	伊 藤 尚 子	(一社)日本騾の会会長
常 勤 監 査 役	佐々木 秀 次	—
監 査 役	尾 田 友 志	マネジメントテクノロジーズ (同) 代表社員
監 査 役	森 住 恵 二	森住公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役のうち、角台利和氏、永井美之氏及び伊藤尚子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役佐々木秀次氏、尾田友志氏及び森住恵二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役佐々木秀次氏及び監査役森住恵二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役尾田友志氏は、長年の経営コンサルタントとしての経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. (株)アイロム、(株)I Dファーマ、(株)アイロムプロパティマネジメントは当社の100%子会社であります。
6. 当社と国立研究開発法人理化学研究所、(一社)日本騾の会、マネジメントテクノロジーズ(同)、森住公認会計士事務所とは、いずれも特別な関係はありません。
7. 当社は、取締役角台利和氏及び監査役佐々木秀次氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。
- 永井美之氏及び伊藤尚子氏は、平成27年6月29日開催の定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各社外監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	8 (3)	59 (5)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	22 (22)
合 計	11	81

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成14年6月29日開催の第5回定時株主総会において年額500百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成14年6月29日開催の第5回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役の員数につきましては、事業年度末時点の取締役8名を記載しております。
4. 監査役の員数につきましては、事業年度末時点の監査役3名を記載しております。
5. 上記報酬等の額については、平成25年9月13日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額3百万円(取締役3百万円、監査役0百万円)を含んでいます。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取 締 役	角 台 利 和	当事業年度に開催された14回の取締役会のうち、13回(92.9%)に出席し、東京海上火災保険㈱において長年経営に携わってきた見地から、各議案及び審議等につき、論点、疑問点を明らかにするため適宜質問し、活発に意見を述べ、また、必要な助言を行っております。
取 締 役	永 井 美 之	社外取締役就任後に開催された11回の取締役会のうち、10回(90.9%)に出席し、主に当社グループの基盤技術であるセンダイウイルスベクターの開発に関わる知識・経験、および長年の感染症研究により培われた疾患・治療に関わる専門の見地から、各議案及び審議等につき、論点、疑問点を明らかにするため適宜質問し、活発に意見を述べ、また、必要な助言を行っております。
取 締 役	伊 藤 尚 子	社外取締役就任後に開催された11回の取締役会のうち、9回(81.8%)に出席し、主に長年の活動において培われた国の政策や戦略策定に関わる専門の見地から、当社グループの医療分野における事業機会拡大の取り組みや女性の活躍推進・社員教育の充実など多岐にわたる観点を踏まえて、各議案及び審議等につき、論点、疑問点を明らかにするため適宜質問し、活発に意見を述べ、また、必要な助言を行っております。

区分	氏名	活動状況
常勤監査役	佐々木秀次	当事業年度に開催した14回の取締役会のうち13回(92.9%)出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、各議案及び審議等につき、論点、疑問点を明らかにするため適宜質問し、活発に意見を述べ、また、必要な助言を行っております。当事業年度に開催した監査役会のうち14回全てに出席しており、発言は出席の都度行われ、意見交換及び監査に関する重要事項の協議等が行われました。
監査役	尾田友志	当事業年度に開催した14回の取締役会のうち13回(92.9%)出席し、主に長年の経営コンサルタントとして培った経営の専門的見地から、各議案及び審議等につき、論点、疑問点を明らかにするため適宜質問し、活発に意見を述べ、また、必要な助言を行っております。当事業年度に開催した監査役会のうち14回全てに出席しており、発言は出席の都度行われ、意見交換及び監査に関する重要事項の協議等が行われました。
監査役	森住恵二	当事業年度に開催した14回の取締役会のうち全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、各議案及び審議等につき、論点、疑問点を明らかにするため適宜質問し、活発に意見を述べ、また、必要な助言を行っております。当事業年度に開催した監査役会のうち14回全てに出席しており、発言は出席の都度行われ、意見交換及び監査に関する重要事項の協議等が行われました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	35百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. PwCあらた監査法人より監査報酬増額の提示を受け、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況を考慮し、交渉の結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項の概要は、下記のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保する体制

イ. 当社は、株主の皆様や取引先、地域社会、職員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、平成18年12月に倫理綱領・倫理行動規範・コンプライアンスガイドラインを制定・施行いたしました。さらに平成23年3月に倫理綱領及び倫理行動規範を改定いたしました。

ロ. 当社は、役員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、コーポレートガバナンス体制の更なる強化に努めております。具体的には、社外取締役及び社外監査役を招聘するとともに、「コンプライアンス委員会」及び「通報制度」等を設けております。

また、株主・投資家の皆様に対して、情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を念頭に、経営の透明性を高めるよう努めております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役は、その職務の執行に係る文書（株主総会議事録または取締役会議事録等）その他の重要な文書（電磁的記録を含む）を、社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存し、かつ管理しております。

ロ. 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる体制となっております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、リスク管理を体系的に定めるリスクマネジメント規程を整備しております。不測の事態が発生した場合または発生するおそれがある場合の迅速な対応、損害の防止または拡大の防止・改善策などのリスク管理体制を構築しております。

- ロ. 当社は、社長に直属する部署として、内部監査を実施する内部監査室を設置しております。定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検討し、監査実施項目が適切であるかどうかを確認し、必要があれば、監査方法の改訂を実施しております。
 - ハ. 内部監査室は、監査時に法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見されたその内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役及び社長に報告される体制を構築しております。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役は、変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、定例の取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督等を行っております。
 - ロ. 当社は、取締役に事前に資料を配布して、取締役会に先立ち十分な準備ができるよう努めております。
 - ハ. 当社は、常勤取締役会議を原則月1回以上開催し、業務レベルでの重要事項の情報共有を図っております。
- ⑤使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社は、平成23年3月、職員に法令・定款の遵守を徹底するため、倫理綱領・倫理行動規範を改定しております。
 - ロ. 当社は、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員長は、コンプライアンス推進体制の実施状況を管理・監督し、職員に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて職員に対し、コンプライアンスのさらなる周知徹底を図っております。
 - ハ. 当社は、当社及び当社グループ会社役員による企業コンプライアンス（一般法令や当社の行動規範）に反する行為を早期に発見し是正するため、平成22年8月に通報者を外部者（当社及び当社グループ会社の取引先等）に拡大した外部通報制度を再構築いたしました。
- ⑥当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、当社グループ会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に従い管理し、業務執行の状況について、経営企画本部、経理本部及び管理本部の各担当部署が当社規程に基づいて管理しております。内部監査室が監査を実施しております。

ロ．経営企画本部、経理本部、管理本部及び内部監査室の各担当部署は、子会社及び関係会社に損失の危険が発生し、各担当取締役がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響等について、当社の取締役会及び社長に報告する体制を構築し、これを推進しております。

ハ．本年3月末日現在においては、当社に親会社はございません。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する職員を置くことを求めた場合には、当該職員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役と相談し、その意見を十分考慮して検討いたします。

⑧監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．監査役の職務を補助すべき職員の任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。

ロ．監査役の職務を補助すべき職員は、当社の業務執行にかかわる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役の意見を尊重するものといたします。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．役職員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。

ロ．前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりといたします。

- a. 当社の内部統制の構築に関わる部門の活動状況
- b. 当社の子会社及び関係会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
- c. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- d. 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- e. 通報制度の運用及び通報の内容
- f. 監査役から要求された契約書類、社内稟議書類の内容

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、当社の監査体制と内部統制の体制との調整を図り、もって当社の監査体制の実効性を高めるため、取締役会の他、グループ各社の重要会議に出席し、定期的に意見の交換を行っております。

- ロ. 監査役は、内部監査室と定期的に会合し、業務の実施状況、リスク改善状況の確認、新たなリスクの可能性並びにその対策等について相互に情報を開示し、検討しております。
- ハ. 監査役は、会計監査人及び内部監査室と内部統制の監査状況、リスク評価の状況及び監査重点項目について、意見交換を実施して緊密な連携を図っております。
- ニ. 役職員は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、上記方針に基づいて、内部統制の適切な構築と運用に努めております。具体的な運用状況は以下のとおりです。

①取締役の職務執行

社外取締役3名を含む取締役8名は、原則月1回開催（当事業年度は14回開催）される取締役会に出席し、経営環境の変化に対して迅速な意思決定ができるよう努めております。取締役会では、経営に関する重要事項の審議、業務執行の決定、取締役の職務の執行の監督を行っております。また、常勤取締役会議を原則月1回以上開催し、業務レベルでの重要事項の情報共有を図っております。これらの運営に当たっては、その分野の専門家等にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努めております。

②監査役の職務執行

社外監査役3名は、監査役会が決定した監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。また、取締役会、その他必要に応じ重要な会議に出席し、当社グループの経営状況を監視するとともに、内部監査室及び会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

③コンプライアンス体制

当社では、倫理綱領・倫理行動規範・コンプライアンスガイドラインに基づき社内でのコンプライアンス遵守体制整備状況をチェックし、定例の取締役会においてコンプライアンス委員会開催の要否の確認を行っております。また、法令・定款違反行為やコンプライアンスに関する通報体制として内部・外部通報制度を設け、定期的に周知することにより、早期に問題点の把握及び対応を図るよう努めております。

④リスク管理体制

当社では、リスクマネジメント規程に基づき、適切なリスクコントロールを行っております。また、法務機能を有する経営企画本部が中心となり、リスク発生の未然防止並びにリスク管理に取り組む体制を構築しております。一方、内部監査室が、各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告し、重要案件については取締役会において、改善策を審議・決定しております。

⑤関係会社経営管理

当社は、各関係会社の経営状況及び業務執行状況等について、関係会社管理規程に基づき、重要度に応じて報告を受け、当社の承認を行うことで、関係会社の業務の適正を確保しております。

⑥内部監査体制

当社では、内部統制の整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために、業務執行ラインからは独立した社長直属の組織として内部監査室を設置しております。内部監査室は、当社及び関係会社を含む業務全般を対象として内部監査を行い、監査結果を取締役及び社長に報告しております。また、監査役及び会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めております。

(3) 会社の支配に関する基本方針の概要

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

しかしながら、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えております。

本事業報告の記載数字は、単位表示未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,022	流 動 負 債	1,388
現金及び預金	864	買掛金	93
売掛金	862	短期借入金	150
商品及び製品	26	一年内返済予定の長期借入金	94
仕掛品	498	未払法人税等	23
販売用不動産	351	前受金	521
前渡金	9	預り金	178
短期貸付金	189	その他	326
その他	220	固 定 負 債	899
固 定 資 産	2,947	長期借入金	361
有形固定資産	682	預り保証金	278
建物及び構築物	436	繰延税金負債	39
土地	137	資産除去債務	126
その他	109	その他	93
無形固定資産	777	負 債 合 計	2,288
ソフトウェア	280	(純 資 産 の 部)	
のれん	481	株 主 資 本	3,571
その他	14	資本金	3,037
投資その他の資産	1,486	資本剰余金	997
投資有価証券	750	利益剰余金	△448
長期貸付金	144	自己株式	△15
破産更生債権等	285	その他の包括利益累計額	63
長期未収入金	45	その他有価証券評価差額金	61
差入保証金	593	為替換算調整勘定	2
その他	66	新株予約権	38
貸倒引当金	△400	非支配株主持分	8
資 産 合 計	5,969	純 資 産 合 計	3,681
		負債及び純資産合計	5,969

連結損益計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		4,114
売上原価		2,993
売上総利益		1,121
販売費及び一般管理費		1,601
営業損失		480
営業外収益		
補助金収入	22	
受取利息	26	
受取配当金	12	
その他	26	88
営業外費用		
支払利息	11	
為替差損	38	
貸倒引当金繰入額	364	
その他	1	415
経常損失		807
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	0	
関係会社株式売却損	3	4
税金等調整前当期純損失		811
法人税、住民税及び事業税	24	
法人税等調整額	50	74
当期純損失		885
非支配株主に帰属する当期純損失		16
親会社株主に帰属する当期純損失		868

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,037	996	420	△14	4,439
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△868		△868
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		0		0	0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		1			1
当 期 変 動 額 合 計	—	1	△868	△1	△868
当 期 末 残 高	3,037	997	△448	△15	3,571

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	△3	10	7	99	67	4,613
当 期 変 動 額						
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失						△868
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	64	△8	55	△60	△58	△63
当 期 変 動 額 合 計	64	△8	55	△60	△58	△931
当 期 末 残 高	61	2	63	38	8	3,681

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 17社

主要な連結子会社の名称

(株)アイロム、(株)アイロムプロパティマネジメント、(株)シニアライフブラン、(株)アスポメディコ、(株)イン、(株)アイクロス、Healthy Clinical Research Pty Ltd、(株)アイロムCS、(株)SOAピリカ、MCフィールドズ(株)、(株)IDファーマ、(株)アイクロスジャパン、(有)エクセル、(同)まちづくりサポート、I'ROM FRANCE SARL、(一社)ICR、(株)アスポ

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称 CJ PARTNERS(株)

(2) 持分法を適用していない関連会社の名称等

持分法を適用していない関連会社の名称

(株)I&L Anti-Aging Management、(有)アイロムシステムサポート

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、時価と比較する取得原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

a. 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

b. 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

c. 製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

d. 販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 4～45年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益の計上基準

S MO事業収入は、治験症例単位ごとの業務終了に基づく検収基準により計上しております。なお、治験症例組入前の業務と治験症例組入後の業務とが区分されている契約については、治験症例単位ごとにそれぞれの業務終了に基づく検収基準により S MO事業収入を計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Healthy Clinical Research Pty Ltdの決算日は6月30日、(一社) I C Rの決算日は12月31日であり、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、5年から20年間の均等償却を行っております。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、発生連結会計年度に一時償却を行っております。

④ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めておりました「ソフトウェア」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取配当金」及び、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「貸倒引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券 282百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金 172百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

478百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 10,623,665株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 91,500株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に銀行借入により資金調達を実施しております。

一時的な余資については、短期的な預金等、安全性の高い金融資産による運用に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との事業推進目的にて取得した株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、医療機関や提携先を対象とした貸付金は、その未回収部分につき、貸付先信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、各事業会社の業種ごとの商慣習による差異はあるものの、そのほとんどが一年内の支払期日であります。前受金は、営業上の取引による前受であり、将来売上として見込まれるものであります。預り金は、そのほとんどが一年内の支払期日であります。借入金は運転資金調達目的によるもので、預り保証金は、メディカルサポート事業における賃貸不動産に係る預り保証金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権に関するリスクについては、各事業会社毎の与信管理ルールに従い、期日及び残高等を管理しております。

営業活動以外から発生する金融商品については、原則として当社財務部門を中心として、グループ全体を対象とした一括管理を実施しております。

投資有価証券である株式については、金融商品管理規程に従った取得及び管理が実施されており、特に事業推進目的で取得した株式については、発行会社の事業状況、経営成績等の調査を、定期的みならず随時にも実施して状況の把握に努めております。

貸付金に関しては、貸付金規程に基づいて与信審査等を実施しております。

借入金等の流動性リスクについては、適時にグループ全体の資金繰計画を作成・更新することにより手元流動性の維持確保に努めております。

デリバティブ取引の執行・管理についてはデリバティブ運用規程に基づいて実施することとなっております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	864	864	—
(2) 売掛金	862	862	—
(3) 短期貸付金	189	189	—
(4) 投資有価証券	711	711	—
(5) 長期貸付金 ※1	149		
貸倒引当金 ※2	△92		
(6) 破産更生債権等	56	56	—
貸倒引当金 ※2	△285		
(7) 長期未収入金	—	—	—
貸倒引当金 ※2	45		
	△22		
(8) 差入保証金	23	23	—
	593	593	—
資産計	3,302	3,302	—
(9) 買掛金	93	93	—
(10) 短期借入金	150	150	—
(11) 前受金	521	521	—
(12) 預り金	178	178	—
(13) 長期借入金 ※3	456	450	△6
(14) 預り保証金 ※4	279	277	△1
負債計	1,679	1,671	△7

※1 1年以内回収予定の長期貸付金を含めております。

※2 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※3 1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

※4 流動負債の預り保証金を含めております。

(2) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金、(6) 破産更生債権等、(7) 長期未収入金、(8) 差入保証金

これらの時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権等につきましては、回収可能性に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は当連結会計年度末における連結貸借対照表から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(9) 買掛金、(10) 短期借入金、(11) 前受金、(12) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(13) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(14) 預り保証金

預り保証金の時価については、預り期間が見積もれる場合はその期間で割引計算を行っております。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
①非上場株式	38
②関連会社株式	1
合計	39

非上場株式及び関連会社株式については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、国内外において、賃貸用の商業施設等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度期末残高	
賃貸等不動産	263	44	307	322

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 賃貸等不動産の期中増減額の主な増加は不動産の取得（56百万円）であり、主な減少は、減価償却費（4百万円）であります。

3. 時価の算定方法

当期末の国内の不動産の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。また、海外の不動産の時価は、現地の鑑定人による鑑定評価額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

3. 賃貸等不動産に関する損益

(単位：百万円)

	賃貸収益	賃貸費用	差額	その他 (売却損益等)
賃貸等不動産	17	4	13	—

(1株当たり情報に関する注記)

項目	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	342円49銭
1株当たり当期純損失	81円87銭

(その他の注記)

(関係会社株式の譲渡の中止)

当社は、平成27年6月に連結子会社の㈱アイロムプロパティマネジメントが保有する、同じく連結子会社の㈱シニアライフプラン（平成28年5月2日付にて㈱アイロムOKに商号変更）の全株式について、売却価額500百万円で株式譲渡することを決議し公表しました。当該株式譲渡に関して、平成27年6月30日に売却予定であり、譲受候補者と折衝してまいりましたが、平成28年5月2日付の㈱シニアライフプランの株主総会において、同社を活用したSMO事業への取り組みを前提とした同社の社名および事業内容等に関する定款の変更を決議したことを受けて本売却を中止することとしました。沖縄県では平成24年5月15日に「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を策定し、再生医療等の医療・健康分野の先端科学技術を応用した新しい産業創出を推進しています。特に再生医療関連企業の誘致・大規模臨床研究や治験の効率化に向けた医療機関ネットワークの構築等の取り組みを行うことで、沖縄をアジアにおける再生医療産業の拠点とすることを目指しています。当社は、メディカルサポート事業において、沖縄県国頭郡金武町より地域医療施設の運営・管理を受託しており、将来は当社グループが保有する先端医療技術を利用した治療を本医療施設を通じて提供することを目指しています。㈱シニアライフプランは本医療施設の近隣に位置しており、両者が連携しながら臨床試験受託事業や再生医療における細胞培養加工事業を展開しやすい環境にあります。そのため、同社の売却を見合わせ、当社グループで活用することといたしました。

貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	1,644	流動負債	712
預 金	213	短期借入金	551
売 掛 金	838	未 払 金	89
前 払 費 用	8	未 払 法 人 税 等	3
関係会社短期貸付金	513	そ の 他	68
未 収 入 金	49	固定負債	115
そ の 他	21	長期借入金	27
固定資産	3,069	繰延税金負債	35
有形固定資産	33	資産除去債務	19
建物及び構築物	17	そ の 他	32
車 両 運 搬 具	10	負債合計	827
工具器具備品	4	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	6	株 主 資 本	3,766
ソフトウェア	5	資 本 金	3,037
そ の 他	0	資 本 剰 余 金	996
投資その他の資産	3,030	資本準備金	996
投資有価証券	429	その他資本剰余金	0
関係会社株式	2,336	利 益 剰 余 金	△250
長期貸付金	142	その他利益剰余金	△250
長期未収入金	21	繰越利益剰余金	△250
破産更生債権等	285	自 己 株 式	△15
敷金・保証金	204	評価・換算差額等	80
そ の 他	5	その他有価証券評価差額金	80
貸倒引当金	△394	新株予約権	38
資産合計	4,713	純 資 産 合 計	3,885
		負債及び純資産合計	4,713

損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		766
売 上 原 価		40
売 上 総 利 益		726
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		690
営 業 利 益		35
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	38	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	8	
そ の 他	8	55
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14	
為 替 差 損	28	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	381	
そ の 他	0	425
経 常 損 失		334
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 売 却 損	20	20
税 引 前 当 期 純 損 失		354
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△9	
法 人 税 等 調 整 額	△5	△14
当 期 純 損 失		339

株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 式 株	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	3,037	996	-	996	89	89	△14	4,108
当 期 変 動 額								
当 期 純 損 失					△339	△339		△339
自己株式の取得							△1	△1
自己株式の処分			0	0			0	0
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	0	0	△339	△339	△1	△341
当 期 末 残 高	3,037	996	0	996	△250	△250	△15	3,766

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△0	△0	99	4,206
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失				△339
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)	80	80	△60	20
当 期 変 動 額 合 計	80	80	△60	△320
当 期 末 残 高	80	80	38	3,885

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、時価と比較する取得原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 4～15年

車両運搬具 4年

工具器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「貸倒引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

32百万円

2. 保証債務等

(1) 下記の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

(株)アイロムプロパティマネジメント	158百万円
(株)アイロムCS	31百万円
Healthy Clinical Research Pty Ltd	172百万円
計	362百万円

(2) 下記の会社の工事請負契約について、履行保証を行っております。

(株)アイロムプロパティマネジメント	606百万円
--------------------	--------

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	896百万円
短期金銭債務	439百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高

営業取引による取引高

売上高	763百万円
販売費及び一般管理費	66百万円
営業取引以外の取引による取引高	26百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当該事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 12,145株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
繰延税金資産		
投資有価証券	19	百万円
貸倒引当金	152	百万円
子会社株式	377	百万円
税務上の繰越欠損金	869	百万円
その他	511	百万円
繰延税金資産小計	1,930	百万円
評価性引当額	△1,930	百万円
繰延税金資産合計	—	百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△35	百万円
繰延税金負債合計	△35	百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△35	百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.2%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

なお、この変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

(関連当事者との取引)

1. 子会社

(単位：百万円)

名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
㈱アイロム	50	SMO事業	直接所有100.0	役員兼任1名	業務の受託 受取利息	488 7	売掛金 未収収益	433 -
㈱アイロム プロパティ マネジメント	11	メディア カルサ ポート 事業	直接所有100.0	役員兼任1名	資金の借入	80	短期借入金	111
㈱IDファーマ	30	新規事業	直接所有100.0	役員兼任1名	資金の借入 資金の返済 業務の受託	50 50 31	短期借入金 売掛金	210 166
㈱アイロム CS	3	SMO事業	直接所有100.0	役員兼任2名	業務の受託 資金の返済	88 20	売掛金 短期借入金	105 80
Healthy Clinical Research Pty Ltd	1百万 豪ドル	その他の事業	間接所有100.0	資金の援助	資金の回収 受取利息	173 6	短期貸付金 未収収益	127 10
(一社)ICR	-	SMO事業	間接所有100.0	役務の提供	業務の受託	100	売掛金	47
㈱アスポ	10	その他の事業	直接所有100.0	資金の援助	資金の貸付	381	短期貸付金	381

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して合理的に利率を決定しております。
2. 業務の受託については、当該業務に係る人件費等必要経費を勘案し、両者の協議により決定しております。
3. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

項目	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	362円55銭
1株当たり当期純損失	32円02銭

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社アイロムグループ
取締役会 御中

P w C あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 小 沢 直 靖 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 戸 田 栄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイロムグループの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイロムグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

その他の注記「関係会社株式の譲渡の中止」に記載されているとおり、会社は、連結子会社の株式会社アイロムプロパティマネジメントが保有する、同じく連結子会社の株式会社シニアライフプラン（平成28年5月2日付にて株式会社アイロムOKに商号変更）の全株式について、平成27年6月30日に売却予定であったが、当該取引を中止した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月20日

株式会社アイロムグループ
取締役会 御中

P w C あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 小 沢 直 靖 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 戸 田 栄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイロムグループの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C あらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C あらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 5 月24日

株式会社アイロムグループ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	佐々木 秀 次	ⓧ
監 査 役（社外監査役）	尾 田 友 志	ⓧ
監 査 役（社外監査役）	森 住 恵 二	ⓧ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上及び意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、定款の一部を変更するものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役に付きましても、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第31条の一部を変更するものであります。なお、本改正につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

具体的な変更の内容は、以下のとおりです。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更部分です。)

現行定款	変更定款案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p><u>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>1. 取締役会</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>2. 監査等委員会</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>3. 会計監査人</u></p>
<p>第4条～第18条 (条文省略)</p> <p>(員 数)</p> <p><u>第19条 当社の取締役は、20名以内とする。</u></p>	<p>第5条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(員 数)</p> <p><u>第20条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役は、10名以内とし、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>

現行定款	変更定款案
<p>(選任方法)</p> <p>第20条 <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第23条 (条文省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第21条 <u>監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会の決議によって選任する。また、取締役の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の取締役を選任することができる。</u></p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第23条 <u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更定款案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第24条 <u>代表取締役は、取締役会の決</u> <u>によって選定する。</u></p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって<u>業務執行取締役の中から代表取締</u> <u>役を選定する。</u></p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の委任) 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、<u>取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することが</u> <u>できる。</u></p>

現行定款	変更定款案
<p>第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当会社は取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>（取締役会の議事録）</p> <p>第28条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>② 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第29条（条文省略）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当会社は取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>（取締役会の議事録）</p> <p>第29条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>② 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第30条（現行どおり）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第31条 <u>監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更定款案
<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>第32条～第36条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第37条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第38条～第39条 (条文省略)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第40条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める<u>監査役会規程</u>による。</u></p> <p>第41条～第43条 (条文省略)</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更定款案
<p>第44条～第45条（条文省略）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第47条～第50条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第36条～第37条（現行どおり）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第39条～第42条（現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p>（監査役の責任限定契約の経過措置）</p> <p>第1条 第19回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条の定めるところによる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行するとともに、取締役全員が本總會終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員であるものを除く。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	もり とよたか 森 豊隆 (昭和33年12月21日)	昭和59年4月 バイエル薬品(株)入社 平成元年4月 グレラン製薬(株)(現あすか製薬(株))入社 平成9年4月 当社設立 代表取締役社長 平成14年3月 (株)アイロムメディック(現(株)アイロムプロパティマネジメント)設立 代表取締役会長 平成15年8月 同社代表取締役会長兼社長 平成16年7月 当社代表取締役会長兼社長 平成19年4月 代表取締役会長 平成21年2月 最高顧問 平成23年6月 (株)アイロム代表取締役会長 平成24年6月 当社代表取締役社長(現任) 平成24年11月 (株)アイロム代表取締役社長(現任) 平成26年6月 ディナベック(株)(現(株)IDファーマ)代表取締役会長(現任) 現在に至る	株 4,754,250

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
2	いぬかい ひろあき 犬飼 広明 (昭和41年5月19日)	<p>平成元年4月 西松建設(株)入社 平成22年6月 (株)アイロム入社 平成22年11月 当社入社 経営企画部長 平成24年1月 執行役員経理部長 平成24年6月 取締役経理部担当 平成24年6月 (株)アイロムメディック (現(株)アイロムプロパティ マネジメント) 取締役 平成24年10月 当社取締役副社長経理 部担当 平成25年6月 (株)アイロムメディック (現(株)アイロムプロパ ティマネジメント) 代 表取締役社長(現任) 平成25年11月 当社取締役副社長経営 統括本部長 平成27年7月 取締役経理本部長(現任) 現在に至る</p>	株 —
3	かいたう ちかあき 加藤 親明 (昭和35年1月1日)	<p>昭和58年4月 武田薬品工業(株)入社 平成17年3月 (株)ウッズスタッフ(現 アポプラスステーショ ン(株))入社 平成17年4月 同社取締役 平成17年12月 同社代表取締役社長 平成22年10月 当社顧問 平成22年11月 アイロム製薬(株)執行役員 平成22年12月 同社取締役 平成23年7月 同社執行役員 平成24年10月 (株)アイロム執行役員 平成25年2月 同社取締役 平成25年6月 当社取締役 平成25年8月 (株)アイロム専務取締役 平成27年7月 当社取締役営業企画推 進本部長(現任) 現在に至る</p>	—

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 森豊隆氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
 4. 森豊隆氏は、当社創業者として、当社を含むグループ各社を率いてきたこと、企業経営・事業戦略に関する豊富な知識に加え、先見性と強力なリーダーシップを有していることから、当社の取締役にあふさわしいと判断し、選任をお願いするものであります。
 5. 犬飼広明氏は、当社の経理担当取締役に就任するなど、経理業務を中心に豊富な業務経験と幅広い知見を有していることから、当社の取締役にふさわしいと判断し、選任をお願いするものであります。
 6. 加藤親明氏は、製薬企業において培われた営業・マーケティング分野における豊富な業務経験、顧客ネットワークと幅広い知見を有していることから、当社の取締役にふさわしいと判断し、選任をお願いするものであります。
 7. 原寿哉氏は、当社グループの主力事業であるSMO事業における豊富な業務経験と幅広い知見を有していることから、当社の取締役にふさわしいと判断し、選任をお願いするものであります。
 8. 朱亜峰氏は、先端医療分野での基盤技術であるセンダイウイルスベクターを用いた再生医療製品・遺伝子医薬品の開発に長年携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有していることから、当社の取締役にふさわしいと判断し、選任をお願いするものであります。
 9. 所有する当社の株式の数は、平成28年3月31日現在のものです。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	※ さ さ き しゅうじ 佐々木 秀次 (昭和26年5月31日生)	昭和51年11月 プライス・ウォーター ハウス会計事務所入所 昭和58年6月 青山監査法人入所 平成5年7月 青山監査法人社員 平成11年7月 青山監査法人代表社員 プライス・ウォーター ハウス パートナー 平成12年4月 中央青山監査法人代表 社員 プライスウォーターハ ウスクーパース パー トナー 平成18年9月 あらた監査法人(現P wCあらた監査法人) 代表社員 プライスウォーターハ ウスクーパース パー トナー 平成22年6月 当社社外監査役(現任) 現在に至る	株 —

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
2	おだ ゆうじ ※尾田 友志 (昭和37年7月27日生)	昭和60年4月 ㈱日本エル・シー・エー入社 昭和62年12月 青山監査法人入所 平成13年7月 中央青山監査法人ディレクター 平成18年7月 マネジメントテクノロジーズ(同)設立 代表社員(現任) 平成22年6月 当社社外監査役(現任) 現在に至る	株 —
3	さとう ゆうすけ ※佐藤 雄助 (昭和33年10月29日生)	昭和57年4月 株式会社エックス都市研究所入社 昭和59年5月 桜田税務会計事務所入所 平成元年4月 ブライス・ウオーターハウス会計事務所(現PwC税理士法人)入所 平成12年7月 佐藤雄助会計事務所設立 代表(現任) 現在に至る	—

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 佐々木秀次氏、尾田友志氏及び佐藤雄助氏の現在及び過去5年間の親会社等における地位及び担当につきましては、「略歴、当社における地位および担当(重要な兼職の状況)」に記載のとおりです。
4. 佐々木秀次氏、尾田友志氏及び佐藤雄助氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、佐々木秀次氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 佐々木秀次氏は、公認会計士としての長年の経験を通じて培われた会計及び監査の専門家としての幅広い知識と見識を有し、リスク・マネジメントの動向に精通していることから、当社の社外取締役にふさわしいと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
6. 尾田友志氏は、経営コンサルタントとしての長年の経験を通じて培われた経営の専門家としての豊富な経験と見識を有し、内部統制に精通していることから、当社の社外取締役にふさわしいと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
7. 佐藤雄助氏は、税理士として財務及び会計に精通しており、企業経営を統轄する十分な見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
8. 当社は佐々木秀次氏、尾田友志氏及び佐藤雄助氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で、当社の定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
9. 所有する当社の株式の数は、平成28年3月31日現在のものです。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
こじま しゅういち 小島 修一 (昭和43年10月9日生)	平成5年4月 (株)さくら銀行(現(株)三井住友銀行)入行 平成17年5月 当社入社 平成18年6月 執行役員 経営企画本部副部長 平成20年4月 常務執行役員 経営企画部内部統制室長 平成20年8月 (株)アイロムロハス監査役 平成21年6月 取締役 経財本部担当 平成22年10月 (株)アイロムメディック(現(株)アイロムプロパティマネジメント)取締役 平成23年6月 常務執行役員 経営企画部長 平成24年6月 専務執行役員 社長室長 平成27年7月 専務執行役員 経営企画本部 企画室長(現任) 現在に至る	株 30

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小島修一氏は、補欠の監査等委員である取締役候補者であります。同氏は当社の財務経理担当取締役に就任するなど、財務及び経理業務の経験を重ねていることに加え、経営管理・機関運営等に関する専門的な知識及び経験等を有していることから、補欠の監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものです。
3. 当社は小島修一氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社の定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
4. 所有する当社の株式の数は、平成28年3月31日現在のものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めにて代えて、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額5億円以内（うち社外取締役分は年額5,000万円以内）と定めること、並びに各取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきます。また、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員であるものを除く。）は5名となる予定です。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役は3名となる予定です。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 会計監査人選任の件

会計監査人の選任議案について、監査役会の決定により現会計監査人PwCあらた監査法人を再任しないこととし、新たに会計監査人として監査法人アヴァンティアを選任することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

監査法人アヴァンティアを会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は、当社の会計監査人に求められる専門性と独立性を有し、適時適切な監査判断を可能とする組織体制を備えており、批判的な監査にとどまらず、積極的に指導的機能を発揮した監査が期待できる会計監査人と判断したものであります。

また、業務執行社員として予定されている代表社員は、職業的専門家としての品格と国際的に高い見識を有し、監査チームは、会社の規模や事業内容を勘案し、効果的監査を指向した編成を行い、監査費用の相当性についても合理的正当性を有するものと判断しました。

会計監査人候補者は次のとおりです。

名 称	監査法人アヴァンティア	
事 務 所	東京都千代田区三番町3番地8 泉館三番町6階	
沿 革	平成20年5月 設立 現在に至る	
概 要	出資金	60百万円
	構成人員	
	代表社員（公認会計士）	4名
	社員（公認会計士）	3名
	公認会計士	19名
	公認会計士補・試験合格者	8名
	その他	15名
	合 計	49名

(平成28年5月1日現在)

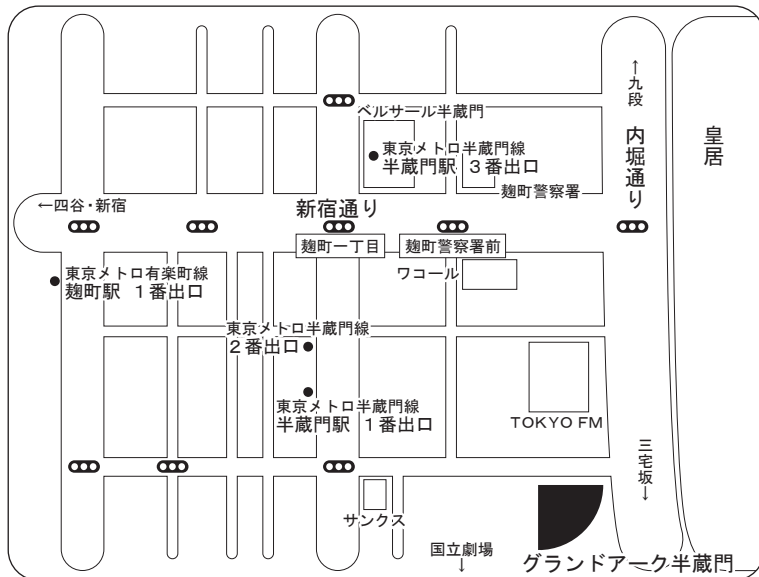
以 上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区隼町1番1号

ホテル グランドアーク半蔵門 3階 「華の間」

電話：03-3288-0111



- 東京メトロ半蔵門線 半蔵門駅（1番出口）より徒歩2分
- 東京メトロ有楽町線 麴町駅（1番出口）より徒歩8分